

産廃処理で名義貸し

県 津の男性の許可取り消し

廃棄物処理法が禁止する名義貸しをしたとして、県

は二十五日、津市藤方で解体工事などを営む逢坂敏三氏に対し、産廃収集運搬

業の許可を取り消す行政処分を出した。

県によると、逢坂氏は平成二十八年八月から、市内で解体工事業を営む男性に

屋号を貸していた。この男性は逢坂氏の屋号を使い、十八件の解体工事で発生した産廃を運搬した。

同市神戸の造成地で建築廃材の不法投棄が見つかったことをきっかけに名義貸しが発覚。県が調べたところ、この男性が逢坂氏の名

義を借りて不法投棄していたことが発覚した。

逢坂氏は県の聞き取りに対し、名義貸しをしたことを認めているという。男性は一月、廃棄物処理法違反（不法投棄）で懲役二年、執行猶予三年、罰金五十万円の有罪判決を受けた。